

商 品 名 ＜ 愛 称 ＞	貯 蓄 預 金 ＜ Freedom 「 夢 発 見 」 ＞
------------------	----------------------------------

販 売 対 象	・ 個人のみ
期 間	・ 特に期間の定めはありません。
預 入 れ (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・ 随時預入 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位
払 戻 方 法	・ 随時払戻しできます。
利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変動金利 ・ 5 階層の金額階層別金利設定（10 万円未満、10 万円以上 30 万円未満、30 万円以上 100 万円未満、100 万円以上 300 万円未満、300 万円以上）を行い、毎日の最終残高がそれぞれの金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示のそれぞれの金額階層の利率を適用します。 ・ 年 2 回（3 月、9 月）の当金庫所定の日に、この預金に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算とします。
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利息には、20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。（マル優をご利用の場合を除きます。） ※ 平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）がかかります。 ・ マル優のお取り扱いができます。（マル優とは、遺族年金を受給されている方や、身体障がい者手帳をお持ちの方などがご利用いただける「少額非課税制度」です。） ※ 詳しくは、窓口までお尋ねください。
手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料が必要になる場合があります。 ※ 詳しくは「主な手数料一覧」をご覧ください。 ・ スウィング（自動振替）サービスをご利用の場合は、下記の手数料をいただきます。 <ul style="list-style-type: none"> * 順スウィング（普通預金から貯蓄預金への自動振替） …1 回の取引毎に 51 円（消費税含む） * 逆スウィング（貯蓄預金から普通預金への自動振替） …1 回の取引毎に 51 円（消費税含む）

付 加 で き る 特 約 事 項	<ul style="list-style-type: none"> 普通預金との間で資金を移動させる「スウィングサービス」の取扱いができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	—
金 利 情 報 の 入 手 方 法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は、店頭備え付けの金利表示ボードをご覧くださいか、または窓口へご照会ください。
預 金 保 険 制 度	<ul style="list-style-type: none"> 預金保険制度の付保対象預金です。定額保護の対象となります。 詳しくは店頭へ預金保険制度についてのパンフレットをご用意しておりますので、窓口までお申し出ください。
苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 措 置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9時～17時、電話：0248-75-3362）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話 03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	<ul style="list-style-type: none"> 公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取口座に指定することはできません。 「総合口座」の取扱いはできません。 この預金は規定により、当金庫に預金保険法に定める保険事故が発生した場合、お客さまからのお申し出により当金庫に対する借入金等の債務と相殺することができます。 詳しくは、窓口までお尋ねください。

平成 30 年 3 月 1 日 現在

2 / 2

地域をつなぎ、地域と共に歩む



預 — 5